

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第36号

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例

四日市市戸籍関係等手数料条例（平成12年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条）			
種別	単位	金額	備考
(略)			
住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳の写しの閲覧	(略)		
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく埋火葬に関する証明	(略)		
(略)			

改正前			
別表（第2条）			
種別	単位	金額	備考
(略)			
住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳の写しの閲覧	(略)		
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記領</u>	<u>1件</u>	<u>800円</u>	

<u>域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)</u>			
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく埋火葬に関する証明	（略）		
（略）			

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（市民文化部市民課）